

北杜市行政不服審査会答申
(答申第2号)

平成30年2月13日

平成29年5月17日付けで提起されたAが提出した審査請求の件

第1 審査会の結論

審査請求人の本件審査請求は不適法であるから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第1項の規定により却下されるべきであるとした審査庁の裁決についての考え方は妥当である。

第2 事案の概要

本件は、審査請求人が平成29年4月28日に行った井戸設置許可申請に対し、北杜市長が行った井戸設置許可申請に係る平成29年5月15日付け北杜ま推第136-1号許可通知書による処分（以下「本件許可処分」という。）に関して、同許可通知書に記載されている「特記事項 申請内容及び遵守すべき事項を相互に確認するため協定を締結する。」との部分（以下「本件特記事項部分」という。）の取消を求めて審査請求に及んだものである。

第3 審理関係人の主張の要旨

(1) 処分庁の主張

本件特記事項部分は、本件許可処分の条件ではなく、強制力のない任意の行政指導である。したがって、本件審査請求は、行政不服審査法の定める不服申立ての対象とはならず、不適法である。

(2) 審査請求人の主張

本件特記事項部分が行政指導であるとしても、当該指導は公平性を欠くとともに比例原則に反した内容であるから、行き過ぎた過大な行政指導として不当、違法なものである。

また、本件許可処分にかかる許可通知書は、その体裁上、行政処分に行政指導が盛り込まれる形となっているため、事実上、当該行政指導を強制することにつながる。このことは、行政指導の任意性に反するものであるから、やはり不当、違法である。

第4 審査会の調査審議の経過

年月日	調査審議の経過
平成29年12月13日	審査庁から諮問書を受付
平成29年12月27日	調査審議

第5 審査会の判断の理由

審査会の判断の理由は、審理員意見書の理由と同旨であり、次のとおりである。

ア 処分庁の弁明書及び口頭意見陳述の結果によれば、本件審査請求の対象である本件特記事項部分は行政指導であり、したがって、本件許可処分と一体をなしたり、あるいはその条件を構成するものではないことが認められる（このことは、現に、本件特記事項部分記載の協定が審査請求人と北杜市長との間で締結されていないにもかかわらず、本件許可処分がなされていることから明らかであるといえる。）。

イ そうすると、本件特記事項部分は「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」（行政不服審査法第1条第2項）に該当せず、本件審査請求自体が行政不服審査法の定める不服申立ての対象とはならないため、その余の点を判断するまでもなく不適法却下されるを免れない。

ウ 本件審査請求に係る審理員の審理手続きについては、適正に行われたものと認められる。

エ 審査庁の裁決についての考え方は、本件審査請求を却下すべきとし、その判断理由を審理員意見書の理由のとおりとしている。

オ よって、「第1 審査会の結論」に記載のとおり、審査庁の裁決についての考え方は、妥当である。

以 上